

## 2019 年度若手弁護士助成金応募要領

### 0.事業主旨

一般社会の常識と法曹界の常識には乖離があるのではないのでしょうか。法曹界で常識とされている実務慣行の改善についての提言を通じ、企業や個人の正当な活動が担保される社会に寄与するため勉学に勤しむ弁護士の方々を支援する助成金制度です。

### 1.資格

弁護士であって、次の各号の全てに該当する方とします。

- (1) 東京都内で弁護士として活動されている方
  - ・法律事務所に所属している方（企業や官公庁で活動されている方は除く。）
  - ・法律事務所を開設している方
- (2) 2019 年 4 月 1 日現在の年齢が 32 歳までの方または弁護士活動が 4 年間を超えない(68 期生までの)方
- (3) 当財団の主催する法律勉強会(※1)に毎回参加可能な方
- (4) 勉学に勤しみ、考え方が優れ、公正かつ自由な社会の実現に寄与する弁護士を志す方

※1 法律勉強会 年 3 回開催、平日(月～金)AM8 時 00 分～AM11 時 00 分(スケジュールは事前提示します)、会議録は公開します。勉強会では企業や個人が法律、法制度やその運用・実務慣行にたいして抱く疑問について議論します。参加者は、本助成者に加え、当財団関係者のうち勉強会テーマに関心を持つ方々としてします。

### 2.給付金額

年額 100 万円(月割・給付型)

当財団の助成金は給付型であり、助成金給付規程第 9 条第 2 号、同条第 3 号、第 4 号又は第 6 号の各規定に該当する場合を除き、原則として、返済義務を負いません。

### 3. 給付期間

原則として 1 年間。2019 年 10 月末日を初回支給日、2020 年 9 月末日を最終支給日として給付します。なお、前記 1(3)法律勉強会に毎回参加し、かつ当財団が指定する小論文の提出があった場合、給付期間延長を行い、33 歳となる誕生日までの最大延べ 3 年間まで給付期間が延長されます。但し、2020 年 9 月末日までに 33 歳となる誕生日を迎えた場合、前記 1(3)法律勉強会に毎回参加することを条件に 2020 年 9 月末日限り給付期間が延長されます。

### 4.スケジュール

応募期間：2019 年 7 月 23 日(火)～同年(以下同じ)9 月 5 日(木)

書類審査期間：9 月 6 日(金)～9 月 19 日(木)

面接審査日：9 月 25 日(水)

選考結果仮採用決定開示日：9 月 30 日(月)

助成金給付通知授与式：10 月 10 日(木)

初回給付日：10 月 31 日(木) (助成金給付通知書の交付により、助成者が決定されます。助成金給付通知書は助成金給付通知授与式(兼交流食事会)にて交付します。原則として、同授与式を欠席する場合には助成者の採用が取り消されますので、必ずご出席ください。)

### 5.応募方法

応募期間の間に次の各号に掲げる書類を事務局メールアドレスまで提出してください。

- (1) 当財団が指定する申込書(指定書式)
- (2) 住民票記載事項証明書(本籍地記載、個人番号非記載)
- (3) 司法試験の成績通知書及び合格通知書のすべての写し
- (4) 証明写真(縦 36・40mm×横 24・30mm、縦横比率 4 : 3)

- (5) 訴訟実績一覧(係属裁判所、受理日、判決日、事件名称、原告被告の区分、判決概要)
- (6) パーソナル・ステイメント WORD 形式、A4 用紙、横書き、句読点を含み 2,000 字以内  
論題 企業活動及び一般市民の日常の利害に直結する法律、法制度、法実務慣行の現状について、  
具体的に問題提起せよ。  
具体的な問題提起例
- イ. 裁判手続において和解による終了が多い現状について。  
ロ. 現行の政治資金規正法をどのように改正すべきかについて。  
ハ. 非嫡出子の相続に関する民法規定の改正が長期間実施されなかった事実について。

※応募にあたっての注意事項

- ・ 応募方法と書式・様式が異なる応募書類は選考対象外とさせていただきます。
- ・ 応募前に、当財団 WEB サイトに掲載している「若手弁護士に対する助成金給付に関する規程」を必ずお読みください。
- ・ 助成者に採用された場合は、当財団から提示する誓約書を提出して頂きます。当財団は、氏名、学歴(最終学歴)、年齢、プロフィール写真または動画(当財団にて撮影)、出身地(都道府県及び郡市区まで)、現住所(都道府県及び郡市区まで)、研究成果、受賞歴、パーソナル・ステイメント及び公開論文等を当財団 WEB サイトに公開することができるものとします。
- ・ 助成者は、当財団事務局の指示に従い、必要な手続等は怠りなく行い、当財団にて開催するイベント等には原則として出席して頂きます。
- ・ 応募者の個人情報、法令の定めるところに従い、適正な取扱いを行います。
- ・ ご提出いただいた応募書類は返却しません。

6. 募集人数

若干名(2018 年度後期実績 2 名)

7. 選考方法

書類審査及び面接にて選考します。面接時間は書類審査通過者のみ追って通知します。  
選考委員は当財団 WEB サイトに公開します。

8. 選考結果通知方法

選考結果は当財団 WEB サイト(<http://sasakitaijuikueikai.or.jp>)にて発表します。  
※選考理由については開示しません。

9. お問合せ先・応募書類提出先メールアドレス

一般財団法人佐々木泰樹育英会 事務局 担当：羽部浩志

Mail : [jimukyoku@sasakitaijuikueikai.or.jp](mailto:jimukyoku@sasakitaijuikueikai.or.jp)

※応募書類はメール添付にて提出して下さい。

※電話でのお問合せは受け付けておりません。

〒104-6591 東京都中央区明石町 8 番 1 号 聖路加タワー40 階